

## 第14章 新型コロナウイルス感染症への対応（令和5年3月末現在）

### 1 国の動向

令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部が設置された。

また、講じるべき対策を整理し、対策を実施するに当たって基準となるべき統一的指針として、同月28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を示している。

令和5年1月27日、政府対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが見直され、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることを決定した。5類感染症に位置づけられることに伴い、政府対策本部及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は廃止される。

### 2 県対策本部会議等について

県では、中国国内での感染が急速に拡大していたことを受け、県内での発生に対し万全の体制を取るため、令和2年1月23日に「千葉県健康危機管理対策本部」を設置し、適宜、会議を開催している。

政府の対策本部の設置に合わせ、会議の名称を「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」とし、令和5年3月末までに計60回会議を行った（書面開催含む）。

また、新型コロナウイルス感染症対策について、専門的立場から意見を聴取するため、感染症の専門家などを委員とする「専門部会」を適宜開催しており、令和2年5月から令和5年3月末までに計44回の会議を行った。

### 3 感染拡大防止対策の徹底

県では、感染状況等を踏まえて、県民に対し、不要不急の外出自粛やマスクの着用といった感染防止対策の徹底など、事業者に対しては、感染防止対策の徹底のほかに、休業や営業時間の短縮といった要請などをしてきている。

令和4年8月4日、オミクロン株(BA.5)の感染者の急増により医療機関への負が高まっていることを踏まえ、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立を図るため、県では「BA.5対策強化宣言」及び宣言に伴う協力要請等を行った。

同年9月14日、宣言開始時と比べて、新規感染者数が減少し、病床利用率も改善傾向を示すなど医療機関等への負荷が低減しつつある状況を踏まえ、「BA.5対策強化宣言」を終了した。

加えて、日常を取り戻すため、令和5年1月27日、イベントの開催制限の目安等について、大声があるイベントの収容率の上限を50%としていたが、この制限を緩和し100%とすることを決定し、同年2月17日、マスク着用については、同年3月13日以降は個人の判断を基本とすることを決定した。

また、協力要請等に関する周知啓発が重要であるため、市町村、業界団体、学校、関係機関等に対し、住民、個別事業者、従業員や学生等への周知徹底を依頼するとともに、広報車、防災行政無線などを活用した音声による広報や、報道広報課と連携し、インターネットによる広告を実施してきている。

<参考> 主な感染防止対策（令和5年3月13日から令和5年5月7日まで）

#### ○ 県民の皆様へ

- ・ 室内の定期的な「換気」、「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用※」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」を始めとした基本的な感染対策を徹底

※マスクの着用については、個人の判断を基本とする

事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する方は、混雑した場所をできるだけ避ける等、感染リスクを減らす行動を心がける
- ・ 飲食については、大声や長時間の飲食を回避

1 テーブル4人を基本として、広さに応じて、一定の距離等を確保できる人数で  
感染防止対策について県が認証・確認している「認証店」・「確認店」の利用を  
※認証店については、3月31日をもって終了

- 事業者の皆様へ
  - ・ 業種別ガイドラインを遵守
- イベント主催者の皆様へ
  - ・ 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合は、施設の収容定員までの入場可

#### 4 医療提供体制の強化

令和3年11月に策定した保健・医療提供体制確保計画に基づいて、感染状況等に応じたフェーズにより、病床数を設定し運用を行っている。

また、県民の方々が発熱したときなどに身近な医療機関で受診ができるよう、発熱外来の指定・公表を行い、発熱患者等にかかる相談・診療・検査体制の整備を図っている。

臨時の医療施設等の確保については、県がんセンター旧病棟（66床※令和5年3月末で運用終了）、ちばがん研修センターを活用した臨時の医療施設（110床）、キッコーマンアリーナ（流山市）を活用した臨時の医療施設（56床※令和4年5月末運用終了）、エアポートプラザホテル（富里市）を活用した臨時の医療施設（48床※令和5年3月末で運用終了）を整備・運用している。

また、新型コロナウイルス感染症からの回復患者（療養解除に至っていない者を含む）の受入に協力する医療機関（後方支援医療機関・135病院）を、それぞれが受入可能な患者等の関連情報とともにリスト化し、治療にあたる医療機関に提供するとともに、退院基準を満たす要介護高齢者の受入に協力する介護老人保健施設（90施設）のリストについても必要な医療機関に提供することで、新型コロナウイルス感染症患者用病床の対応能力の拡大に努めている。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に見直される中でも、県民の方々が必要な時に必要な医療や支援を受けられるよう、国の動きも踏まえながら、必要な体制を確保していく。

#### 5 検査体制の充実

有症状者を対象とした検査については、県と契約した新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関に対して、検査機器等の施設整備に対する補助を行うとともに、関係団体と協力し、検査可能な医療機関を整備することにより、検査体制を拡充した。

令和4年11月には、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、検査体制整備計画を策定し、1日約12万件の検査体制を構築した。

無症状者を対象とした検査※については、県内593箇所（6月13日時点）に検査拠点を設置している。加えて大型連休中には成田空港及び海ほたるパーキングエリアに臨時の検査拠点を設置し、帰省等を通じた感染拡大防止に努めた。

##### ※無症状者を対象とした検査

##### ① ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント等の活動に際して陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等の取組のために必要な検査を無料とする事業。

実施期間：令和3年12月24日～令和4年8月31日、令和4年12月24日～令和5年1月12日

臨時検査拠点：（成田空港）令和4年4月28日～5月8日、（海ほたるパーキングエリア）令和4年4月29日～5月8日、8月5日～8月18日、12月24日～1月9日

##### ② 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県知事の判断により、感染リスクが高い環境にある等のため感

染不安を感じる無症状の県民に対し、特措法第 24 条第 9 項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業。

実施期間：令和 3 年 12 月 28 日～令和 4 年 5 月 31 日、令和 4 年 9 月 1 日～令和 4 年 12 月 23 日、令和 5 年 1 月 13 日～令和 5 年 3 月 31 日

令和 4 年 2 月 21 日に「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」を設置し、重症化リスクの低い濃厚接触者又は軽度の有症状者を対象に、抗原定性検査キットを配付するとともに、本人からの登録情報を基に医師が陽性者であることを確認し、発生届の作成・提出を実施。（検査キット配付：令和 4 年 2 月 21 日～6 月 12 日、令和 4 年 7 月 21 日～9 月 30 日、陽性者登録：令和 4 年 2 月 24 日～6 月 12 日、令和 4 年 7 月 21 日～9 月 25 日）

令和 4 年 9 月 26 日、国による発生届の全数届出の見直しを受けて、自己検査又は医療機関を受診した結果、陽性と判明した患者のうち、発生届の届出の対象外となる患者の患者情報の把握及び支援のため、「千葉県新型コロナウイルス感染症自己検査者向け陽性者登録センター」及び「千葉県新型コロナウイルス感染症医療機関受診者向け陽性者登録センター」を設置し、患者情報の登録を行い、宿泊療養施設等の必要な支援につなげることとした。

令和 4 年 12 月 5 日、感染状況等を踏まえ、医療機関の負担の軽減等及び自宅療養者の陽性者数及び陰性者数等の把握等を行うため抗原定性検査キットの配付を実施。（実施期間：令和 4 年 12 月 5 日～令和 5 年 2 月 28 日）

## 6 自宅・宿泊療養者への対応

医療機関等へ往診等について協力を依頼し、令和 4 年 3 月 16 日現在、医療機関 584 機関、訪問看護事業所 205 事業所が対応可能となっている。そのほか、民間事業者へ委託し、夜間・休日の往診やオンライン診療の実施体制を強化するとともに、自宅における酸素療法の実施体制の確保や、オンライン診療・往診・訪問看護等を行う体制を構築している。

令和 3 年 9 月 1 日から「自宅療養者フォローアップセンター」を設置し、保健所の実施する自宅療養者への健康観察業務や健康相談業務を支援している。また、自宅療養者の症状把握のためのパルスオキシメーターの貸出しや、配食サービスを実施するとともに、政令市・保健所設置市を除く全市町村と覚書を締結、患者情報を共有し、健康観察及び生活支援等を実施している。

宿泊療養施設については、11 施設 1,758 室を確保。令和 3 年度から引き続き電子申請サービスを活用した入所調整を行うとともに、宿泊療養専用コールセンターを設置し、施設の利用促進を図っている。

## 7 保健所の体制強化

感染拡大が継続する中、保健所が、適切に把握された陽性者の情報に基づき、重症化リスクの高い 65 歳以上か基礎疾患等のある方に対して、より重点的に支援できるよう、民間人材会社の活用等により人員体制を確保するとともに、業務の一部を委託することにより保健所業務の効率化を図っている。

また、陽性者の方が安心して療養できるよう、携帯電話へのショートメッセージ（SMS）を活用して、必要な情報等の提供も継続している。

## 8 感染した妊婦への対応強化

周産期母子医療センター等と連携して、感染した妊婦の入院受入れ体制を整備するとともに、自宅療養中の妊婦への容体急変等に備えた対応を強化している。

## 9 ワクチン接種の促進

追加接種の一環として、高齢者等の重症化リスクの高い者を対象とした4回目接種が令和4年5月から（7月からは医療従事者等にも拡大）、12歳以上に対するオミクロン株対応2価ワクチンの接種（令和4年秋開始接種）が同年9月から開始された。

県では、集団接種会場の開設、ワクチンの有効性・安全性の周知・広報、ワクチンの配分調整等により市町村を支援するとともに、市町村、医療機関等と連携し、高齢者施設における早期接種の促進に努めた。

## 10 治療薬の投与体制の整備

関係機関と連携し、中和抗体薬（ロナプリーブ、ゼビュディ）、経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド）の使用可能な医療機関・薬局数を拡充している。

## 11 高齢者施設等の感染拡大防止

各施設等に対し、オミクロン株の特性も踏まえ、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の複数の窓開け等、基本的な感染防止対策の実践を依頼し、クラスターが発生した施設等への専門家派遣を実施しており、令和4年11月2日 本県におけるこれまでのクラスター等対策チーム派遣時の施設への指導事例の紹介とともに、ポイントを絞った効果的なチェックリストの活用など、感染拡大防止対策の徹底について改めて周知した。

なお、令和4年8月4日 4回目ワクチン接種の早期実施等について、特措法第24条9項の規定に基づき高齢者施設・障害児者施設へ要請した。

また、高齢者施設・障害児者施設・保育所等の従業者等に対する頻回検査を実施することで、クラスターの発生を抑制している。

## 1 2 新型コロナウイルス感染症に関する主な要請内容の経緯（令和5年3月末現在）

令和2年	
1月15日	日本で第1例となる感染者の発生を確認
1月23日	「千葉県健康危機管理対策本部」を設置
1月29日	中国・武漢市から邦人206名が政府のチャーター機第1便で帰国。このうち191名が政府の要請に協力した勝浦のホテルに滞在し、2月13日には全員が帰宅
1月29日	千葉県で第1例となる感染者の発生を確認
2月27日	【国】3月2日から春季休業開始日までの間、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
4月7日	【国】千葉県を含む7都府県に緊急事態宣言発令（5月6日まで） 緊急事態措置の実施を決定（4/7-5/6） 外出自粛要請等
4月13日	一部施設に対する使用停止要請等（4/14-5/6）
4月16日	【国】緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大、千葉県を含む13都道府県は「特定警戒都道府県」に指定
4月17日	飲食店に対し、19時以降の酒類提供の自粛要請（4/18-5/6）
5月4日	【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（5月31日まで）
5月5日	緊急事態措置の延長を決定（5月31日まで）
5月22日	施設の使用停止要請の段階的な解除を開始（施設区分Aを解除〔図書館、博物館等〕）
5月25日	【国】千葉県を含む全ての都道府県において緊急事態宣言を前倒し解除 施設区分Bの施設の使用停止要請を解除〔大学、学習塾、映画館、展示場等〕（5/26～） 施設区分Cを解除〔パチンコ店等〕、施設区分Dを一部解除〔カラオケボックス等〕（6/1～） 飲食店に対する酒類の提供時間に係る制限を「22時以降」に緩和（5/26～）
6月12日	飲食店に対する酒類の提供時間に係る制限を全面解除
6月17日	外出自粛要請及び施設の使用停止要請を全面解除（施設区分Dを全て解除）（6/19～）
7月10日	発熱等の症状があるときの外出自粛要請等
8月4日	対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店への休業要請を決定（8/8～）
11月30日	東葛地域の飲食店に対し、22時以降の酒類提供の自粛要請（12/2-12/22）
12月17日	東葛地域・千葉市の酒類提供飲食店に対する22時までの営業時間短縮要請（12/23-R3/1/11）
令和3年	
1月7日	【国】千葉県を含む1都3県に緊急事態宣言発令（2月7日まで） 緊急事態措置の実施を決定（1/7-2/7） 不要不急の外出自粛要請 東葛地域・千葉市の酒類提供飲食店に対する19時以降の酒類提供の自粛及び20時以降の営業自粛要請（1/8-1/11） 県内全域の飲食店等に対する19時以降の酒類提供の自粛及び20時以降の営業自粛要請（1/12-2/7）ほか
2月2日	【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（3月7日まで） 緊急事態措置の延長を決定（3月7日まで） 不要不急の外出自粛要請 県内全域の飲食店等に対する19時以降の酒類提供の自粛及び20時以降の営業自粛要請 ほか
3月5日	【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（3月21日まで） 緊急事態措置の延長を決定（3月21日まで） 不要不急の外出自粛要請 県内全域の飲食店等に対する19時以降の酒類提供の自粛及び20時以降の営業自粛要請 ほか
3月18日	【国】緊急事態宣言の解除を決定（3月21日まで）

	緊急事態宣言解除後の協力要請等を決定 不要不急の外出自粛要請 県内全域の飲食店等に対する 20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 (3/22-3/31) ほか
3月24日	4月1日以降の協力要請等を決定 不要不急の外出自粛要請 県内全域の飲食店等に対する 20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 (4/1-4/21) ほか
4月16日	【国】まん延防止等重点措置を実施すべき区域として千葉県を公示 (4/20-5/11) まん延防止等重点措置を決定 (4/20-5/11 市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：19 時以降の酒類提供の自粛及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか
4月24日	まん延防止等重点措置の区域変更を決定 (4/28-5/11 東葛地域及び千葉市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか
5月7日	【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長 (5月31日まで)
5月8日	まん延防止等重点措置の延長を決定 (5/12-5/31 東葛地域及び千葉市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか
5月28日	【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長 (6月20日まで) まん延防止等重点措置の延長を決定 (6/1-6/20 東葛地域及び千葉市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか
6月17日	【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長 (7月11日まで)
6月18日	まん延防止等重点措置の区域変更・延長を決定 (6/21-7/11 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛 (1 グループ 2 名まで・90 分等の要件を満たした場合は 19 時まで酒類提供可) 及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか
6月30日	まん延防止等重点措置の区域変更を決定 (7/2-7/11 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市)
7月8日	【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長 (8月22日まで)
7月9日	まん延防止等重点措置の区域変更・延長を決定 (7/12-8/22 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市) 不要不急の外出自粛要請 措置区域の飲食店等：酒類提供の自粛 (1 グループ 2 名まで・90 分等の要件を満たした場合は 19 時まで酒類提供可) 及び 20 時以降の営業自粛要請 措置区域を除く飲食店等：20 時以降の酒類提供の自粛及び 21 時以降の営業自粛要請 ほか
7月16日	まん延防止等重点措置の区域変更を決定 (7/19-8/22 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市)
7月21日	千葉県飲食店感染防止対策認証事業による認証を受けている店舗については、以下の要請を行わない事を決定 (措置区域を除く) 「21 時から 5 時」は営業しない。酒類提供は「11 時から 20 時までとする」。
7月30日	【国】緊急事態措置を実施すべき区域として千葉県を公示 (8/2-8/31) 緊急事態措置の実施を決定 (8/2-8/31) 不要不急の外出自粛要請 県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店への休業要請 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない場合は、20 時以降の営業自粛要請 ほか

8月17日	<p>【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（9月12日まで）  緊急事態措置の延長を決定（9月12日まで）  不要不急の外出自粛要請  県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店への休業要請  酒類及びカラオケ設備の提供を行わない場合は、20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
9月9日	<p>【国】緊急事態措置を実施すべき期間を延長（9月30日まで）  緊急事態措置の延長を決定（9/13-9/30）  不要不急の外出自粛要請  県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店への休業要請  酒類及びカラオケ設備の提供を行わない場合は、20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
9月28日	<p>【国】緊急事態宣言の解除を決定（9月30日まで）</p>
9月29日	<p>緊急事態宣言解除後の協力要請等を決定（10/1-10/24）  県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮及び酒類提供の制限要請（認証店を除く）  確認店：20時以降の酒類提供の自粛及び21時以降の営業自粛要請  その他店：酒類提供停止及び20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
10月20日	<p>10月25日以降の協力要請等を決定（11月30日まで）  基本的な感染対策の徹底  事業者における業種別ガイドラインの遵守 ほか</p>
11月25日	<p>11月25日以降の協力要請等を決定（11/25-当面の間）  「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用 ほか</p>
12月28日	<p>新型コロナウイルス感染症の無料検査（感染拡大傾向時の一般検査をいう。以下同じ。）の実施について決定（12/28-R4/1/31）</p>
令和4年	
1月19日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき区域として千葉県を公示（1/21-2/13）  まん延防止等重点措置を決定（1/21-2/13 県内全域）  感染リスクが高い場所への外出等の自粛  県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮及び酒類提供の制限要請  認証店・確認店：21時以降の営業自粛要請  その他店：酒類提供停止及び20時以降の営業自粛要請  新型コロナウイルス感染症の無料検査の延長について決定（2/1-当面の間） ほか</p>
1月27日	<p>新型コロナウイルス感染症の無料検査に関する要請内容の変更を決定  無料検査については、原則としてPCR検査等の選択を要請</p>
2月10日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長（3月6日まで）  まん延防止等重点措置の延長を決定（2/14-3/6）  感染リスクが高い場所への外出等の自粛  県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮及び酒類提供の制限要請  認証店・確認店：21時以降の営業自粛要請  その他店：酒類提供停止及び20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
3月4日	<p>【国】まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長（3月21日まで）  まん延防止等重点措置の延長を決定（3/7-3/21）  感染リスクが高い場所への外出等の自粛  県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮及び酒類提供の制限要請  認証店・確認店：21時以降の営業自粛要請  その他店：酒類提供停止及び20時以降の営業自粛要請 ほか</p>
3月17日	<p>【国】まん延防止等重点措置を終了  3月22日以降の感染拡大防止対策の内容を決定（3/22-当面の間）  基本的な感染対策の徹底  事業者における業種別ガイドラインの遵守 ほか</p>
5月25日	<p>新型コロナウイルス感染症の無料検査の中止を決定（5月31日まで）</p>
7月19日	<p>基本的な感染対策の再点検と徹底のお願いを決定</p>
8月4日	<p>「BA.5対策強化宣言」及び宣言に伴う協力要請等を決定（8月31日まで）  換気などの基本的な感染対策の徹底</p>

	<p>救急外来及び救急車の適切な利用</p> <p>症状が軽く重症化リスクの低い方は、検査キットを用いた検査や、陽性と思われる結果が出た場合には、陽性者登録センター又はオンライン診療の利用等を検討</p> <p>速やかなワクチン接種を検討</p> <p>事業者における業種別ガイドラインの遵守</p> <p>職場等に陰性証明等の提出を求めないこと ほか</p>
8月29日	「BA.5対策強化宣言」を延長し、新型コロナウイルス感染症の無料検査に関する要請を決定(9/1-9/30)
9月14日	<p>「BA.5対策強化宣言」を終了(9月14日まで)し、9月15日以降の感染拡大防止対策の内容を決定(9/15-当面の間)</p> <p>換気などの基本的な感染対策の徹底</p> <p>救急外来及び救急車の適切な利用</p> <p>症状が軽く重症化リスクの低い方は、検査キットを用いた検査や、陽性と思われる結果が出た場合には、陽性者登録センター又はオンライン診療の利用等を検討</p> <p>速やかなワクチン接種を検討</p> <p>事業者における業種別ガイドラインの遵守</p> <p>職場等に陰性証明等の提出を求めないこと ほか</p>
12月12日	新型コロナウイルス感染症の無料検査の中止を決定(12月23日まで)
12月23日	新型コロナウイルス感染症の無料検査の再開を決定(R5/1/13-当面の間)
令和5年	
1月27日	【国】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定 イベントの開催制限の目安等について、大声があるイベントの収容率の上限を50%としていたが、この制限を緩和し100%とすることを決定
2月17日	<p>3月13日以降の感染拡大防止対策の内容を決定(3/13-5/7)</p> <p>マスクの着用については、個人の判断を基本とすることを決定</p>
3月15日	新型コロナウイルス感染症の無料検査の終了を決定(3月31日まで)
3月30日	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に係る本県の医療提供体制や感染拡大防止対策等の対応方針を確認</p> <p>これまでの新型コロナウイルス感染症対応での本県における取組や生じた課題を整理し、今後の新たな感染症への備えとして進めている振り返りについても確認</p>

※本表には、その時点における主な項目を抜粋して記載しています。